

小郡市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年5月25日

小郡市監査委員 原 田 裕 子
小郡市監査委員 井 上 勝 彦

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和2年4月6日から令和2年4月24日まで
- 2 監査対象 都市建設部 道路建設課
- 3 監査範囲 平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

1 指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（1）旅費支払事務について適正な事務を求めるもの

航空運賃の旅費支給においては、出張復命書に航空運賃、目的地の記載された領収書を添付することとされている。以前より、事務局から指導していたところであるが、東京出張（2件）の旅費支給において、出張復命書に領収書の添付がされていなかった。適切な事務処理を行われたい。

2 事務局指導事項（指摘事項に至らない軽微な事項）

（1）文書事務（1件）

①文書管理が適正でないもの

（2）旅費支払事務（1件）

①出張命令が適正でないもの

（3）補助金支払事務（1件）

①交付決定行為が適正でないもの

（4）契約事務（1件）

①契約期間が適正でないもの

（5）公有財産管理事務（1件）

①寄附受納手続きが適正でないもの

（6）予算事務（1件）

①予算流用が適正でないもの

指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。